社会福祉法人やまと医正会
指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所
運　営　規　程

（事業の目的）

第一条　社会福祉法人やまと医正会が経営する第三みづま敬和苑ショートステイ（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又　は介護職員の従業者（以下、「従業者」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条　事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄　、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

２　　事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・福祉・医療サービスの提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第三条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名　称　　第三みづま敬和苑ショートステイ

二　所在地　　久留米市三潴町西牟田６１４５番地２

（従業者の職種、員数及び内容）

第四条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者（施設長）　　１名

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

二　生活相談員　　１名

生活相談員は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等の説明を行う。また、生活相談員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助の生活指導を行う。

三　介護職員又は看護職員　　３名以上

介護職員又は看護職員は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のための必要な措置を講じる。

四　介護支援専門員　　１名

介護支援専門員は入所者に係る施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

五　機能訓練指導員　　1名

機能訓練指導員は入所者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

六　医師（非常勤）　　１名

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

七　管理栄養士　　１名

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

（ユニットの数及びユニットの利用定員）

第五条　ユニットの数及びユニットの利用定員は次のとおりとする。

一　ユニットの数　　１ユニット

二　利用定員　　６名

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第六条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第七条　利用者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえたそれぞれの介護計画を作成し、当該計画の内容に沿って介護を行う。

一　入浴又は、清拭（週３回）

二　利用者の心身の状況に応じ、適切な方法による排泄の自立についての援助。

三　おむつ使用者についての適切な取替え。

四　離床、着替え、整容その他日常生活の適切な世話。

五　可能な限り食堂にての摂取

（適切な提供時間の配慮　朝食8：00　　昼食１２：００　　夕食17：30）

六　日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練の実施。

七　利用者の健康状況把握と健康維持のための適切な措置の実施。

八　利用時の送迎の実施。

（利用料その他の費用の額）

第八条　事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合は利用者から、別表１に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。

二　事業所は、前項に定めるもののほか、別表２に掲げるその費用の支払いを受けることができる。

三　事業所は、一、二に掲げるもののほか、指定短期入所介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについても、その費用の支払いを受けるものとする。

四　事業所は、前各号の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施区域）

第九条　通常の送迎の実施区域は、久留米市・筑後市・広川町・大木町・八女市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第十条　事業所は、利用者が指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス利用に当たっての留意すべき事項は次のとおりとする。

一　職員の指導に従い、利用者相互の友愛と親和を保ち日常生活においても心身の安定を図るよう努めるものとする。

二　事業所及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力すると共に、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めるものとする。

三　建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うように努めるものとする。

四　火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。

ア　喫煙は、所定の場所で行うこと。

イ　発火の恐れのある物品は、事業所に持ち込まないこと。

ウ　火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

五　飲酒は、管理者が定めた時間と場所で行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第十一条　事業所の従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を利用中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨時応急手当を行うと共に速やかに主治医又は嘱託医もしくは協力医療機関に連絡し、適切な処置を行い、主治医又は嘱託医、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第十二条　事業所は、非常防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に利用者の安全確保に努めると共に、非常災害に備えるため定期的に

避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（掲　示）

第十三条　事業所は、当該事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密保持等）

第十四条　事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第十五条　事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に事業者を紹介するなどの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

（苦情処理）

第十六条　事業所は、その提供した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

二　事業所は、その提供したサービスに関して、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

三　事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第十七条　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。また、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第十八条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、そ

の結果について、従業者の周知徹底を図る。

（2） 虐待の防止の為の指針を整備する。

（3） 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。

（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等）

第十九条　事業所は、身体拘束等は原則として禁止する。

二　事業所は、緊急やむを得ない場合においては管理者若しくは看護職員が主治医又は嘱託医等へ連絡を行い、家族・医療機関・事業所にて協議の上一時的に行うことが出来るものとする。又、解除する場合においても家族・医療機関・事業所において協議を行うものとする。

三　事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は経過観察記録・身体拘束に関する説明書に記録するものとし、家族及び医療機関・事業所の情報の共有化を図るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第二十条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人やまと医正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は令和２年３月１日から施行する。

令和３年８月１日改定。

令和６年４月１日改定

令和６年８月１日改定

令和７年12月1日改定

令和８年４月1日改定

令和８年６月1日改定

令和８年８月1日改定